

※ 12月の部会で議論した内容を修正した案です。

広陵町パブリックコメント手続実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、広陵町自治基本条例第31条に基づくパブリックコメントの実施に関する必要事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） パブリックコメント手続 次号に規定する計画等を策定若しくは改定又は制定（以下「策定等」という。）する過程において、その案の段階において趣旨、目的、内容等を公表し、第3号に規定する町民等から広く意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、提出された意見に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見を考慮して意思決定を行う一連の手続をいう。

（2） 計画等 次に掲げる町の基本的な計画等をいう。

ア 町の基本的な政策を定める計画又は個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画

イ 町の基本的な方針を定める憲章、宣言等

ウ 町の基本的な方針若しくは制度を定める条例又は次号に規定する町民等に義務を課し、若しくは権利を制限する条例

エ アからウまでに掲げるもののほか、特にパブリックコメント手続を実施することが必要と認められるもの

（3） 町民等 次に掲げるものをいう。

ア 町内に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者

イ 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

（対象）

第3条 パブリックコメント手続を行う対象は、次に掲げるものとする。

（1） 前条第2号に定める計画等

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

（適用除外）

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しない。

（1） 法令等に基づきパブリックコメント手続と同様の手続が行われる場合

（2） 迅速若しくは緊急を要する又は軽微であると認められる場合

（3） 町長の裁量の余地がないと認められる場合

（4） 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関又はこれに準ずる機関がこの要綱に類する手続を経て策定等した答申等の内容に沿って計画等の策

定等を行う場合

- 2 前項の規定にかかわらず、町長がパブリックコメント手続きを行うことが望ましいと認める場合には、この要綱による手続を行うことができる。

(計画等の案の公表等)

第5条 町長は、計画等の策定等について意思決定をしようとするときは、当該意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により計画等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案の概要
- (2) 計画等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該計画等の案に対する町民等の理解を促すと考えられる資料

- 3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 町長が指定する場所における閲覧又は配布
- (3) その他町長が適当と認める方法

- 4 前項の規定によるほか、必要に応じて町の広報誌への掲載その他の方法により、町民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見の提出)

第6条 町長は、前条の規定による公表を開始した日から起算して1か月程度を目安として、意見の提出期間を定めるものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合は、理由を公表したうえで期間を短縮することができる。

- 2 意見の提出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。

- (1) 町長が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便又は信書便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他町長が適当と認める方法

- 3 町長は、意見を提出しようとする町民等に対し、原則として住所、氏名（法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）その他必要な事項の明記を求めるものとする。

(意見の取扱い)

第7条 町長は、前条の規定により提出された意見を考慮して、計画等の策定等の意思決定を行うものとする。

- 2 町長は、前項の規定により計画等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、広陵町情報公開条例（平成12年条例第7号）に規定する不

開示情報に該当するものは除く。

- (1) 提出された意見
- (2) 提出された意見に対する町の考え方
- (3) 計画等の案を修正したときは、その修正内容及び理由

3 町長は、提出された意見に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見のうち類似の意見及びこれに対する町の考え方をまとめて公表できるものとする。

4 町長は、提出された意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除いて公表することができる。

5 意見を提出した者の氏名その他の個人に関する情報は、公表しない。ただし、計画等の案の公表の際に当該情報を公表することをあらかじめ明示しているときは、この限りでない。

6 第5条第3項の規定は、第2項の規定による公表の方法について準用する。この場合において、当該公表の期間は、1年とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に意思決定をする計画等について適用する。ただし、この要綱の施行前において現に意思決定をしようとする計画等については、この要綱に準じた手続を実施するよう努めるものとする。

(準備行為)

3 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。